

# Tax Analysis

For more information, please contact:

International Tax Services  
National leader/Eastern China

Shanghai

Vicky Wang

Partner

Tel: +86 21 6141 1035

Email: vicwang@deloitte.com.cn

Northern China

Beijing

Jennifer Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7638

Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Southern China

Hong Kong

Sharon Lam

Partner

Tel: +852 2852 6536

Email: shalam@deloitte.com.hk

## BEPS 行動計画 2 : ハイブリッドミスマッチ取決めの効果の否認

### 概要

「税源浸食と利益移転」(“Base Erosion and Profit Shifting”、以下“BEPS”)プロジェクトの一環として、OECDは2014年3月19日、BEPS行動計画2(「ハイブリッドミスマッチ取決めの効果の否認」)に関する2つのディスカッションドラフトを公表した。2つのディスカッションドラフトはそれぞれ、ハイブリッドミスマッチ取決めの効果を無効化するための国内法への勧告、およびハイブリッド事業体に関する税務処理を明確化するためのOECDモデル租税条約の改定に関するものである。

BEPS行動計画のその他のディスカッションドラフトと同様に、上記のディスカッションドラフトもG20/OECD加盟国の総意を表すものではなく、利害関係者にコメントを求めるために実質的な提案を提示することを意図している。

### OECDの提案

ディスカッションドラフトでは、2つの主要なハイブリッドミスマッチ取決めとして、支払者側で損金算入される一方、受領者側でも益金不算入となる支払、および二重に控除される支払を挙げている。

### 国内法への勧告

ディスカッションドラフトでは、提案に関する原則として以下を挙げている。

- 関連の国家または地域に対し、ミスマッチ取決めの下で税収を喪失したことの立証を求めることなく、ミスマッチを解消すること
- 包括性
- 自動的な適用
- ルールの調整による二重課税の回避
- 現行の国内法の混乱の最小化
- 明確性、透明性
- 国家間の協調を促進する一方で、ルールを各国の法律に組み入れるために必要となる柔軟性も与えること
- 納税者にとって運用可能であることとコンプライアンスコストを最小限に抑えること
- 税務当局が管理し易いこと

ディスカッションドラフトでは、3種類のハイブリッドミスマッチ取決めを取り上げている。

**ハイブリッド金融商品(譲渡を含む)** - ある種の金融商品に係る支払が、支払者側では損金算入が可能である一方、受領者側の国内法では課税所得として取り扱われない。

ハイブリッド事業体の支払 – 支払者となるハイブリッド事業体に対する取扱いの相違により、一方の国で損金算入可能な支払が、他方の国では収入として認識されないか、再度損金に算入される。

リバースハイブリッドおよびインポートミスマッチ – ハイブリッドの効果により、中間会社に対する支払がその受領時に課税されない。

ディスカッションドラフトでは、国内法に「リンキング・ルール（“linking rules”）」（即ち、相手方の国家または地域の政策と相互にリンクするルール）を追加することを提案している。これには、ミスマッチが生じたときに適用されるプライマリールール（“primary rule”）と、プライマリールールが適用されないときに適用されるセカンダリーまたはディフェンシブルルール（“secondary or defensive rule”）がある。このアプローチは、相手国に依存することなく、独自にハイブリッドミスマッチ取決めの効果を無効化することを目指したものである。上記のルールでは、二重課税を回避するため、相手国にミスマッチの問題を解決するルールが存在する場合には、もう一方の国のルールは適用しないという階層的な仕組みが採用されている。各リンキング・ルールには、それぞれ情報に関する要件がある。特定のストラクチャーがハイブリッドミスマッチ取決めの定義に当てはまるか否かを判断するために、税務当局と納税者が十分な資料を入手する能力は、複数の要因（例えば、相手方が関連者であるか第三者であるか）に左右されることになる。

上記ルールの適用範囲の限定に関しては、2つのアプローチが検討されている。一つ目は、最も重要性の高い取引（例えば、関連者が保有するハイブリッド金融商品）を特定し、これらをルールの適用範囲に含めるという方法である。二つ目は、まず広い適用範囲を設定し、例外的な状況（例えば、不特定多数の投資者が広く保有するハイブリッド金融商品）を適用除外とする方法である。

ディスカッションドラフトでは、ハイブリッド金融商品（損金算入可能な支払に対する配当免税の適用制限および比率に基づく源泉税の控除額の計算）やリバースハイブリッドおよびインポートミスマッチ（中間会社の所在地における納税申告や情報提出の要求）に関する国内法の改正についても提案している。

## 銀行業と保険業

ディスカッションドラフトでは、関連のルールは税務の観点からハイブリッドな金融商品のみを対象として、その税務処理の問題を解決することのみを目的とすることを明らかにしている。その他の目的（例えば、監督管理や会計の目的）によってハイブリッド効果が生じる可能性があっても、金融商品または取決めが税務の観点からハイブリッドであるか否かの分析には影響を与えない。例えば、銀行や保険会社の第三者に対する債務は、監督管理の観点から資本とみなされたとしても、税務上は負債とみなされる可能性があるが、このことは、BEPSのハイブリッドミスマッチ取決めの効果の否認に関する提案の影響を受けるものではない。

ただし、グループ内の融資取引はこれとは異なり、単体レベルで資本の性質を有するとみなされる証券には、BEPSの提案が適用される可能性がある。

## 租税条約に関する事項

ディスカッションドラフトでは、配当金の二重課税を解消するための免除方式もしくは控除方式に基づく選択肢について検討している。ディスカッションドラフトではまた、OECDモデル租税条約にハイブリッド事業体に関する新しい条項を追加することを提案している。これは、ある事業体がいずれかの締約国の税法の下で財務的に透明である（“fiscally transparent entity”）とみなされる場合、租税条約の適用に際しては、所得を受領する側の国の居住者とみなすというものである。ただし、これは、当該国の国内法により当該事業体が関連の所得を得た居住者とみなされる（ゆえに、課税される）ことを前提とする。この提案は、BEPS行動計画6（租税条約濫用の防止）の一部の内容を参考としている。

## スケジュールおよび今後の作業

OECDはディスカッションドラフトに対するコメントを2014年5月2日までに提出するよう求めた。公開討議は5月15日にパリで行われ、2014年9月20日、21日に開かれるG20会議で最終提案が採択される予定である。

## コメント

ハイブリッドミスマッチについての難問の一つは、どの国がそれによって不利な立場に立たされているかということである。OECDはハイブリッドミスマッチの問題を解決することは重要であるとして、この問題に真正面から取り組んでいる。

上述の提案は、複数の国に跨る多くのハイブリッドの融資取引に影響を与えるものと考えられる。

上記の提案は主として国内法の改正に関わるため、2014年9月に最終提案が採択された後、すぐに立法手続きに入る国もあるものと予想される。

本 Tax Analysis はデロイト中国が中国大陸及び香港のクライアント及びスタッフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 Tax Analysis の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

#### 北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : kevgng@deloitte.com.cn

#### 香港特別行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : sachin@deloitte.com.hk

#### 深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : contse@deloitte.com.cn

#### 重慶

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : clgong@deloitte.com.cn

#### 濟南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

#### 蘇州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

E-mail : mliang@deloitte.com.cn

#### 大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : ftang@deloitte.com.cn

#### マカオ特別行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : quiva@deloitte.com.hk

#### 天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : jassu@deloitte.com.cn

#### 広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : contse@deloitte.com.cn

#### 南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : frakxu@deloitte.com.cn

#### 武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : juszhu@deloitte.com.cn

#### 杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : qilul@deloitte.com.cn

#### 上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : eunicekuo@deloitte.com.cn

#### 厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : lijianq@deloitte.com.cn

#### デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

#### 中国税務技術センター

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

#### 華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : lkhaw@deloitte.com.cn

#### 華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : angelazhang@deloitte.com.cn

#### 華南区

殷国煒

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : dyun@deloitte.com.hk

日系企業担当者

上海

大久保 孝一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 2128  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙  
ディレクター  
TEL : +86 21 6141 1703  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1701  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛  
マネジャー  
TEL : +86 22 2320 6820  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司  
シニアマネジャー  
TEL : +86 755 3331 8116  
FAX : +86 755 8246 3186  
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一  
パートナー  
TEL : +86 21 6141 1368  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

植木 拓磨  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1711  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : taueki@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介  
マネジャー  
TEL : + 86 512 6289 1298  
FAX : +86 512 6762 3338  
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴  
シニアマネジャー  
TEL : +86 22 2320 6612  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行  
パートナー  
TEL : +852 2852 6592  
FAX : +852 2542 4597  
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

川島 智之  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1437  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : tkawashima@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇  
シニアマネジャー  
TEL : +86 21 6141 1702  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志  
パートナー  
TEL : +86 10 8520 7310  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

滝野 恭司  
シニアマネジャー  
TEL : +86 20 8396 9228  
FAX : +86 20 3888 0575  
E-mail : ktakino@deloitte.com.cn

香港

杉原 伸太郎  
シニアマネジャー  
TEL : +852 2852 6545  
FAX : +852 2542 4597  
Email: ssugihara@deloitte.com.hk

## デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。Deloitte Touche Tohmatsu Limited 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

## デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び厦門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

## デロイト中国について

中国では、Deloitte Touche Tohmatsu, Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited 及びその附属機構及び関連機構がサービスを提供しています。Deloitte Touche Tohmatsu も Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited も Deloitte Touche Tohmatsu Limited のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、Deloitte Touche Tohmatsu Limited, Deloitte Global Services Limited, Deloitte Global Services Holdings Limited, the Deloitte Touche Tohmatsu Verein, 及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。

©2014 徳勤華永会計事務所(スペシャルジェネラルパートナーシップ)